

## **安全運転管理者の義務のうち アルコール検知器による酒気帯び確認が始まります**

安全運転管理者の義務のうち、酒気帯びの有無の確認がありますが、この度、令和5年12月1日から酒気帯びの有無の確認にアルコール検知器の使用義務化が施行されることとなりました。

・・・・・・・・アルコール検知器の義務化に関する質疑応答・・・・・・・・

### **問 アルコール検知器の性能に関して特別な条件はありますか**

答 アルコール検知器については呼気中のアルコールを検知しその有無又は濃度を「警告音」「警告灯」「数値」等により確認できる物であれば足りることになっています。その他の性能上の特別な条件はありません。市販されている一般的なアルコール検知器であれば要件を満たしていますので予算や機能に応じて購入願います。安全運転管理者は、アルコール検知器を常時有効に保持することとされていることからアルコール検知器の製造者が定めた取扱説明書に基づき適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用してください。

### **問 運転者が運転する度ごとに酒気帯びの有無を確認することが必要ですか**

答 安全運転管理者は「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」について酒気帯びの有無を確認することとされています。酒気帯びの有無の確認は必ずしも個々の運転の直前または直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時及び終了後や退勤時に行うことで足ります。

### **問 直行直帰の場合にも安全運転管理者が対面で酒気帯びの有無を確認する必要がありますか**

答 酒気帯びの有無の確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合その他対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携帯させるなどした上で、

- ①カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- ②携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果

を報告させる方法

等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

**問 出張により一時的に他の事業所で社用車を使用する場合出張先の事業所において酒気帯びの有無の確認をしてもらうことはできますか**

答 できます。その条件として、測定結果を電話をその他の運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に必ず報告したことになります。

**問 安全運転管理者以外の者が酒気帯びの有無の確認をすることは認められていますか**

答 安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯びの有無の確認を行わせても差し支えありません。酒気帯びの確認の有無はその他業務委託であっても差し支えありませんが、例えば運転者が酒気を帯びていることを安全運転管理者以外の者が確認した場合、安全運転管理者に速やかに報告し、必要な対応等について指示を受けるか、安全運転管理者自らが運転者に対して運転中止の指示を行うとするなど安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられることが必要になります。

**問 酒気帯びの有無の確認をした場合に、どのような内容を記録すれば良いですか**

答 以下の内容を記録し、その記録を1年間保存してください。

(1) 確認者 (2) 運転者 (3) 運転者の業務に係る自動車の登録番号又は識別できる記号番号等 (4) 確認の日時 (5) 確認の方法 (6) 酒気帯びの有無 (7) 指示事項 (8) その他必要な事項

# 事業所の **取組強化!**

## 飲酒運転根絶

令和5年12月からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されます

待つて!

今日も飲酒  
してないです

社用車を  
運転するのは、

# アルコール 検知器

## ☑️ チェック してからです!

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年  
4月1日施行

- ☑️ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ☑️ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和5年  
12月1日施行

- ☑️ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ☑️ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

運転後も☑️チェック  
しますからね!

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って  
つながる笑顔





# 自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です!

## 安全運転管理者の選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。  
安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上  
の自動車1台以上

または



その他の自動車5台以上

※自動二輪車(原動機付自転車を除く)  
は1台を0.5台として計算

## 安全運転管理者の業務



交通安全教育



運転者の適性等の把握



運行計画の作成



交替運転者の配置



異常気象時等の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導

## 安全運転管理者の届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。



令和5年  
12月より

安全運転管理者による  
アルコール検知器を用いた酒気帯び確認が  
**「義務化」**されます。

令和4年  
4月1日施行



**運転前後の運転者の状態を目視等で確認** することにより、  
運転者の酒気帯びの有無を確認すること



酒気帯びの有無について記録し、  
**記録を1年間保存** すること

令和5年  
12月1日施行



運転者の酒気帯びの有無の確認を、  
**アルコール検知器※を用いて行う** こと

※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器



アルコール検知器を **常時有効に保持** すること



安全運転管理者の制度に関するご不明点は、  
都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。